

木津川市防犯対策機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、物価高騰下における生活支援を行うとともに、犯罪の未然防止及び住民の防犯意識の向上を図り、安全で安心な地域社会を実現するため、木津川市防犯対策機器購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成19年木津川市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象機器)

第2条 この告示において「防犯対策機器」とは、別表に定める要件を満たす新品の機器（中古品、転売品及び再販売品を除く。）とし、市長が防犯対策に資すると認めるものとする。

(補助の対象となる者)

第3条 補助の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に市の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主であること。
- (2) 世帯の全ての者が市税を滞納していないこと。
- (3) 過去に本補助金又は他の地方公共団体による同種の補助金（防犯対策機器の購入又は設置に係るものに限る。）の交付を受けていないこと。
- (4) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者であること。

(補助金の交付の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯対策機器の購入及び設置に要した費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 対象者自らが防犯対策機器の設置等を行った場合の施工費相当額
- (2) スマートフォン、タブレット、モニター等、防犯対策機器と一体的でない

機器の購入及び設置に要する費用

- (3) 通信費、電気料金、保守点検等の維持管理に要する費用
- (4) 既設防犯対策機器等の処分、撤去、移設又は修繕等に要する費用
- (5) 送料その他これに類する費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、2万円を上限とする。

(交付申請等)

第6条 対象者は、事業完了後、防犯対策機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、令和8年11月30日までに行わなければならない。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 領収書その他支払を証する書類
 - (2) 購入した機器の内容が確認できる書類又は設置したことが分かる写真
 - (3) 振込先口座が確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、予算の執行状況により、申請の受付を終了することができる。この場合においては、その旨を市ホームページ等により周知するものとする。

(代理人による申請)

第7条 対象者は、補助金の交付に係る申請、実績報告、請求及び受領に関する手続について、代理人に委任することができる。

- 2 前項の規定により代理人が手続を行う場合は、委任状（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、代理人の本人確認書類の提出を求めることができる。

(交付決定等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、防犯対策機器購入費補助金交付（不交付）

決定通知書兼交付額確定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないこととしたときは、前項に定める通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条第1項の規定により額の確定を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、対象者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この告示の規定に違反したとき。
- （3） 本補助金の対象となった機器について、他の補助金の交付を受けたとき。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日以後に購入及び設置が完了した防犯対策機器について適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

防犯対策機器	要件
<p>防犯カメラ (模擬防犯カメラを含む。)</p>	<p>犯罪抑止を目的として設置するもの 近隣住民のプライバシーに配慮すること 次のいずれかに該当するもの (1) 継続的な撮影が可能であり、録画機能（クラウド型を含む。）を有するもの (2) 模擬防犯カメラであって、犯罪抑止効果が認められるもの</p>
<p>テレビドアホン</p>	<p>訪問者の映像を録画できる機能を有するもの</p>
<p>防犯性の高い錠</p>	<p>ディンプルキー、電子キー等、不正開錠が困難なもの</p>
<p>補助錠等</p>	<p>主錠を補助する目的で設置するサムターンカバー、ガードプレート等</p>
<p>センサーライト</p>	<p>赤外線等を感知し、自動的に点灯する照明</p>
<p>センサーアラーム</p>	<p>赤外線等を感知し、自動的に警報音を発する装置</p>
<p>面格子</p>	<p>窓に取り付ける格子</p>
<p>防犯ガラス</p>	<p>対破壊性の高いガラス</p>
<p>防犯フィルム</p>	<p>対破壊性向上のため、窓ガラスに貼り付けるフィルム</p>
<p>防犯砂利</p>	<p>踏むと大きな音が出る加工砂利</p>
<p>車両用盗難防止装置</p>	<p>自動車、バイク又は自転車等に用いるハンドルロック、サドルロック等</p>
<p>その他</p>	<p>市長が防犯対策に資すると認めるもの</p>